

消費者支援機構発 2012-080号

2012年11月28日

消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書

山口県下関市王喜本町六丁目4番50号

株式会社日本セレモニー

代表取締役 神田 忠 様

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援機構 福岡

理事長 朝見 行弘

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号

ビューリック博多ビル7階

TEL 092-432-2330

FAX 092-432-2330

(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 安河内肇

TEL 092-986-5209

FAX 092-986-5210

当機構は、消費者の権利確立を目指し、さまざまな消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的と

して、福岡地域の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって2009年9月に設立され、2010年には福岡県知事より特定非営利活動法人（NPO法人）としての認証を受け団体であり、2012年11月13日には、内閣総理大臣により消費者契約法第13条に基づく認定を受けた適格消費者団体です。

既に、2012年2月28日付冠婚葬祭互助会契約に関する申入れと題する書面にて申し入れておりますとおり、当機構において、貴社の冠婚葬祭互助会契約書を検討したところ、契約条項について消費者契約法に反し不相当と思われる点があるものと判断いたしました。当機構の上記申入れに対する、貴社からの同年3月1日付回答の内容も含め、貴社に対し、裁判上の請求の是非について検討してきましたが、今般、貴社に対し、裁判上の差止請求権を行使するとの結論に達しました。

したがって、当機構は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書を送付します。なお、本書が貴社に到達また



は通常到達すべきであったときから1週間を経過した後は、当機構は、貴社に対し、消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意ください。

つきましては、本消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社のご対応をご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

第一 請求の要旨

- 1 貴社が、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項等、解約時に支払済金額から「所定の手数料」などの名目で、解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨の条項を含む意思表示を行わないこと。
- 2 貴社が、前項記載の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること。
- 3 貴社が、その従業員らに対し、貴社が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前



項記載の契約書用紙を破棄すべきことを各指示すること。

第二 紛争の要点

1 当事者

当機構は、平成24年11月13日、消費者契約法第13条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

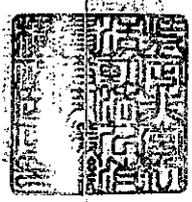
貴社は、冠婚葬祭の相互扶助や冠婚葬祭の儀式設備の提供等を業とする株式会社である。なお、貴社の営業所として、福岡市内に福岡博多支店（福岡市博多区博多駅南一丁目3番11号KDX博多南ビル5階）などがある。

2 貴社は、不特定かつ多数の消費者との間で、冠婚葬祭互助会契約を締結するに際し、「(株)日本セレモニー約款」と題する契約約款を用いて意思表示をなしている（以下、同契約約款を「本件契約約款」といい、これに基づく契約を「本件互助会契約」という）。本件契約約



款には、別紙契約条項目録記載の契約条項等、契約期間中に本件互助会契約を中途解約した際、支払済金額から「所定の手数料」などの名目で、解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨が定められた条項が含まれている（以下、同条項を「本件解約金条項」という）。

本件解約金条項に基づき、貴社により差し引かれる手数料は以下のとおりとなる。



Gコース（契約金額24万円、払込回数全120回、
月掛金額2000円）

払込回数8回目までの場合、払込金額全額が差し引かれる。

9回目の場合、17,400円が差し引かれ、10回目以上の場合は払込済み回数が1回増すごとに、差し引かれる額が200円ずつ増える。

AIコース（契約金額18万円、払込回数全90回、月掛金額2000円）

払込回数7回目までの場合、払込金額全額



が差し引かれる。

8回目の場合、15,100円が差し引かれ、9回目以上の場合は払込済み回数が1回増すごとに、差し引かれる額が200円ずつ増える。

Iコース（契約金額18万円、払込回数全120回、
月掛金額1500円）

払込回数10回目までの場合、払込金額全額が差し引かれる。

11回目の場合、15,200円が差し引かれ、12回目以上の場合は払込済み回数が1回増すごとに、差し引かれる額が150円ずつ増える。

Kコース・Pコース（契約金額9万円、払込回数全90回、
月掛金額1000円）

払込回数10回目までの場合、払込金額全額が差し引かれる。

11回目の場合、10,600円が差し引かれ、12回目以上の場合は払込済み回数



が1回増すごとに、差し引かれる額が100円ずつ増える。

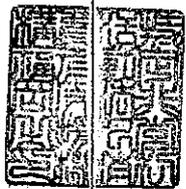
3 貴社は、今後も同内容の意思表示をなすおそれがある。

4 当機構は、貴社に対し、本書面をもって、消費者との間で冠婚葬祭互助会契約を締結するに際し、解約時に支払済み金額から「所定の手数料」などの名目で解約金を差し引いたうえで消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行わないこと及び同内容が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること並びにその従業員らに対し、貴社が請求の要旨第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び請求の要旨第2項記載の契約書用紙を破棄すべきことを各指示することを請求した。

5 本件解約金条項は、消費者契約法第9条1号及び同第10条により無効である。

(1) 本件互助会契約の内容について

一般に、冠婚葬祭互助会契約とは、不特定かつ多数



の消費者が、将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払いで積み立てることにより、当該消費者は、冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、事業者は、当該消費者の請求により、冠婚葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とする。

このような冠婚葬祭互助会契約を締結する事業者は、不特定かつ多数の消費者に対する加入促進のための広報などを行うことはあるが、通常、特定の消費者のもとに出向いて互助会への入会を勧誘したり、月掛金の集金を行ったりはしない。

本件においても同様に、本件互助会契約を締結した加入者が、将来行う冠婚葬祭に備え、本件契約約款に基づく方法により、月掛金を前払いで積み立て、実際に冠婚葬祭を行う必要性の生じたときに、貴社に請求することによって、貴社は上記の積み立てられた月掛金等を費用の一部に充てて、冠婚葬祭の施行等を行う。

(2) 本件互助会契約における前払い金の性質について



上記第5項(1)のような本件互助会契約の内容に鑑みれば、加入者が事業者に対して支払う前払いは、冠婚葬祭にかかる役務の提供を受ける者がその役務の提供を受けるに先立って、当該役務の対価として支払うものであり、預かり金としての性質を有する。

(3) 中途解約による損害の不発生

本件互助契約においては、前払金につき利息は発生しないとされており、中途解約の場合であっても、事業者は解約までの間、加入者から預かった前払金の運用益を受けているのであり、中途解約に伴う損害は生じていない。

また、冠婚葬祭互助会契約では、事業者は、契約締結により冠婚葬祭の抽象的役務提供義務を負うものの、上記第5項(1)記載のとおり、加入者からの請求があってはじめて、当該加入者のために冠婚葬祭の施行に向けた具体的な準備を始めることとなる。とすると、加入者が中途解約した場合であっても、事業者は中途解約した加入者に対する役務提供を免れ、その役務を他の加入者に対して提供することが可能となるの



であるから、他の加入者を勧誘して役務を提供することにより利益は確保される。したがって、加入者が中途解約したことにより逸失利益も生じていない。

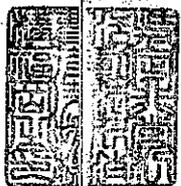
(4) 消費者契約法第9条1号該当性

以上のおり、貴社には中途解約に伴う損害は生じておらず、本件契約約款における解約金条項は、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える違約金を定めたものであり、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超え、その全部が無効である。

(5) 消費者契約法第10条前段該当性

本件解約金条項は、解約金条項がなかった場合に比較して、解約金条項により消費者の権利が制限され、又は義務が加重されていることは明らかである。

また、本件互助会契約は、役務提供を受ける予約ないし役務提供を将来受けるための預け金契約としての性質を有するものであるところ、このような契約については、判例上も条理上も契約に関する一般法理上も、対価である役務提供サービスの一部又は全部を受けなかった消費者は、預け金の一部又は全部の返金を求



める権利を有し、また、当然に消費者に違約金や損害賠償の支払義務があるとはいえないことから、本件解約金条項によって、消費者の権利が制限され、又は義務が加重されていることもまた明らかである。

したがって、本件解約金条項は、消費者契約法第10条前段要件を満たす。

(6) 消費者契約法第10条後段該当性

上記第5項(3)記載のとおり、被告には、中途解約に伴う損害は生じておらず、また、加入者が中途解約したことにより逸失利益も生じていない。

さらに、上記第5項(2)で述べたとおり、冠婚葬祭互助会契約における前払金は、役務サービスの提供の対価なのであるから、事業者は、実際に役務を提供することで、加入者からの対価取得が正当化されるといえる。

そして、本件互助会契約においては、加入者は所定の月掛金を前払いで積み立てることによって役務サービス等の提供を受ける権利を取得するのみであり、加入者において役務サービス等の提供を受ける義務は負



っていない。

そうであれば、本件互助会契約を加入者が中途解約した場合、事業者としては、単に役務提供の義務を免れたにすぎないにもかかわらず、解約手数料という名目で、未だ役務サービスの提供を受けていない加入者から何ら対価性のない金銭を取得していることとなる。

このように事業者が対価性もなく利得することにより、消費者は、本来有しているはずの利益、すなわち本件でいえば預け金全額の返還を受ける権利を侵害され、又は何ら支払う義務のない預け金を支払う義務を加重されている。

つまり、解約金条項がなかった場合と比較するときには勿論、判例、条理、契約に関する一般法理と比較しても、消費者は、その本来有しているはずの利益を、信義則上、両当事者間の権利義務関係に不均衡が存在する程度に侵害されていることが明らかである。

したがって、本件解約金条項は、消費者契約法第10条後段要件を満たす。



(7) 以上のとおり、本件解約金条項は、消費者契約法第9条1号及び第10条により無効である。

6 よって、当機構は、貴社に対し、消費者契約法第12条3項本文に基づき、消費者との冠婚葬祭互助会契約を締結するに際し、請求の要旨1項記載の内容を含む意思表示を行わないこと及び同内容の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること並びにその従業員らに対し、貴社が請求の要旨第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び請求の要旨第2項記載の契約書用紙を破棄すべきことを各指示することを求める。

第三 訴えを提起する予定の裁判所

福岡地方裁判所

以上



契約条項目録

第29条 解約払戻金

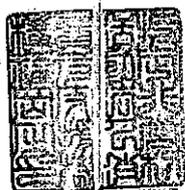
第28条および第30条の規定により契約を解除したとき、加入者の月掛金残高から所定の手数料を差し引いた次の金額を、契約解除の日から45日以内に、原則として加入者本人の口座にお振り込みします。この場合のお振り込み手数料は加入者の負担となります。

なお、第11条に規定する割り引きについては解約払戻金の対象回数から除き、実際に入金された回数により計算します。

ただし、第15条により第三役務に係る役務サービスなどを利用された場合の解約払戻金は、当初の契約金額で算出した解約払戻金から利用された役務サービスなどの金額で算出された解約払戻金を差し引いた金額となります。

Gコース（24万円）

1～8回	0円
9回	600円



10～119回 600円に9回を超える
1回ごとに1,800円
加算

120回 200,400円

AIコース (18万円)

1～7回 0円

8回 900円

9～89回 900円に9回をこえる1
回ごとに1,800円加算

90回 148,500円

Iコース (18万円)

1～10回 0円

11回 1,300円

12回目～119回 1,300円に11
回をこえる1回ごと
に1,350円加算

120回 148,450円

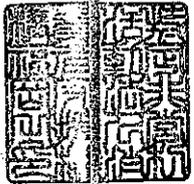


Kコース (9万円)

1 ~ 10回	0円
11回	400円
12 ~ 89回	400円に11回をこえる 1回ごとに900円加算
90回	71,500円

Pコース (9万円)

1 ~ 10回	0円
11回	400円
12 ~ 89回	400円に11回をこえる 1回ごとに900円加算
90回	71,500円



郵便保証印

24年11月28日

この郵便物は平成24年11月28日
第31353号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

